○四国地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年四国地方整備局告示第四十四号新居浜都市計画道路事業三・四・二十号宇高西筋線

三　事業施行期間　自令和六年七月十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年四国地方整備局告示第四号松山広域都市計画道路事業三・二・二十四号松山駅西口南江戸線及び三・三・十二号松山環状線

三　事業施行期間　自平成二十九年一月十六日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第六百五十六号熊本都市計画下水道事業熊本北部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十八年三月十六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年九州地方整備局告示第十三号長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業三・二・百十号滑石町線（大神宮工区）

三　事業施行期間　自平成二十四年一月二十七日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

人事異動

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事

関口　恒

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局広報課付を命ずる（三月三日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

秋本登志嗣

正五位に叙する（各通）

打木　貞雄

従五位に叙する（各通）

小澤　正方　菅野　鉄雄

松崎　公男

正六位に叙する（各通）

市川　菊治　國里　威夫

長尾　金吾　服部　洋昭

宮崎　幸治　渡辺　惠

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（以上一月二十九日）

阿部　金義

正五位に叙する（各通）

尾田　喜昭

従五位に叙する

小原　馨　河野　訓三

嶋田　環　野間　利一

正六位に叙する（各通）

一宮　嘉孝　稲垣　修

樺澤　哲夫　加茂　徳夫

木下　茂　木村　正巳

（稲沢市議会議員）

児玉　忠　坂本　全人

高木　敏雄　東田　玉憲

堀江　昭八　森　正幸

従六位に叙する（各通）

佐藤　秀夫

藤村　輝雄

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上一月三十日）

正四位に叙する

善　功企

関口　忠太

金子　修一

工藤　博行

佐々木信夫

堀　信行

村藤　善次

菅澤　武志

齋藤　精二

涌井　臣示

小椋　慶一

河原　良二

木村　喜信

銭谷　守雄

濱田　功

横田　一二

平賀　文人

藤原　道広

畠山　忠重

庄野　凱夫

従四位に叙する

長谷川一美

正五位に叙する

神田　芳男

谷口　友見

三春　佳昭

佐々木忠一

従五位に叙する（各通）

関根　久治

椿　正巳

椿木　昭

山原　巧

正六位に叙する（各通）

安孫子政一　井上　洋平

加藤　恭二　加藤　茂男

（群馬県警部補）

倉間　元樹　坂口　勝

滝本　晴由　田中　豊昭

松本仙太郎　吉田　浅夫

大石　隆

菅野　正

木村　幸弘

逆井　孝十

土屋　工吉

市橋　光宏

従六位に叙する（各通）

鎌内　勲　仲山　勝司

東　陽一

正七位に叙する（各通）

伊地知正盛

牧村　順市

従七位に叙する（各通）（以上一月三十一日）

（大阪大学名誉教授）

中村　亘男

（宮崎大学名誉教授）

山本　末之

従四位に叙する（各通）

清水　庄平　玉手　直人

正五位に叙する（各通）

永冨　信吉

従五位に叙する

伊藤　博　上田　顯

中屋　久長　長谷川　巖

宮尾　孝章　森下　節夫

加用　英樹

正六位に叙する（各通）

井本　節

天生目明男

佐用　孝士　清水　神男

瀧口　幸男　南部　正秀

林　健一　福島　知武

高木　清

平川武士勝

従六位に叙する（各通）

阿部　彦人

（警視庁警部補）

柴田　勤

須貝　光雄

野中　一二

久保　行義

従七位に叙する（各通）（以上二月一日）

川野　忠

貫洞真由美

芝原　襄爾

正六位に叙する

尾島　健雄　清水　清

正七位に叙する（各通）（以上二月二日）

藤井　昭広

勝野　芳人

従六位に叙する（各通）（二月三日）

浅野眞智子　濱上　貢